

平成22年度から65歳未満の非自発的失業者の 国民健康保険税などの算定方法が改正されます。

要件を満たす非自発的失業者の国保税は、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定します！

- 失業してからその翌年度末までの間の国保税は、前年度所得の給与所得を30%として計算、負担軽減をはかります。(ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の算定方法は今までどおり変わりはありません。)

高額療養費などの所得区分判定も前年所得の給与所得を30%として算定します！

非自発的失業者とは…会社の倒産、また会社の都合により退職するなど
非自発的理由で失業した人のことをいいます。

対象者

- 雇用保険の特定受給資格者(会社の倒産、解雇などの理由により離職した人)
- 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した人)

※手続きの際には、公共職業安定所(ハローワーク)で交付される雇用保険受給資格者証と印鑑が必要となります。

※ただし、算定方法の改正などは、地方税法または国保改正政令交付後となります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 (内線 514) / 総合支所 税務住民課 住民係 (内線 752)

和水町非常勤職員【保健師】の募集について

和水町では、非常勤職員を下記のとおり募集します。

1. 募集職種及び採用予定人員

保健師 2人程度

2. 任用期間

平成22年6月1日から平成23年3月31日まで

3. 勤務地

〒865-0192 和水町江田3886番地 和水町役場本庁税務住民課

4. 勤務内容

特定健康診査・特定保健指導に関すること。

5. 勤務時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの1日6時間以内とします。

6. 勤務日数

週1～5日程度とします。

7. 報酬(日額)、服務、補償及び年次有給休暇など

報酬については、予算の範囲内で町長が定める額とします。また、服務、補償及び年次有給休暇などについては、和水町一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱の規定に基づくものとします。

8. 募集期間

平成22年4月1日から平成22年4月16日まで

なお、郵送の場合は、平成22年4月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。

9. 応募資格

保健師の免許を有する人とし

す。ただし、地方公務員法第16条に該当する人は、応募することができません。

10. 応募方法

最近6ヶ月以内に撮影した写真を市販の履歴書に貼付し保健師免許の写し(A4サイズの用紙)を添えて和水町役場税務住民課(本庁または総合支所)に提出してください。

11. 選考日時・場所等

と き:平成22年4月下旬予定
(対象者には、面接日時等を追って連絡します)

ところ:和水町役場(本庁)

方 法:面接による選考

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 (内線 519)

運転免許証などの公的な証明書をお持ちでない人に最適。 〈写真付き住民基本台帳カード〉

「写真付き住基カード」は、こんなときに便利です。

おじいちゃんは、運転に自信がなくなってきたこともあり、運転免許証の自主返納をしたいと思っていました。ところが運転免許証の他に身分を証明するものがないため、運転免許証を返納すべきかどうか悩んでいました。さあ、何か良い方法はないでしょうか。

高齢者の
運転免許証
返納に伴う例

1 そろそろ、運転免許証を返納しようと思っているんだよ。

2 でも、運転免許証を返納したら、簡単に身分を証明するものが無くて不便だな。

3 これ、これ、これよっ！写真付き住民基本台帳カード！
公的な証明書になるんじゃな。
身分の証明だけでなく、便利なおことがいっぱいあるのよ。あなたもこれにしたら？

4 よし！早速、役場で交付申請してこよう。
お気軽にどうぞ！お待ちしております。
○詳しくは交付申請手続きのポイントをご覧ください。
おじいちゃんは無事写真付き住基カードを取得しました。

※住基カードの申請の際には、運転免許証等の本人確認書類が必要です。運転免許証の自主返納をお考えの人は、住基カードの交付手続きをすませてから、運転免許証の自主返納をしていただくと、手続きがスムーズです。

※住基カードの有効期限は、発行日から10年間です。

「写真付き住基カード」は、金融機関や市区町村の窓口をはじめ、様々な場面で公的な証明書としての利用が増えています。

●住民票の写しなどの交付請求に

市区町村窓口で住民票の写しなどの交付請求をする時や戸籍の届出の際に公的な証明書になります。

●口座の新規開設に

銀行で口座を新規に開設する時や十万円超の振込みの際などの公的な証明書になります。

住基カード交付申請手続きのポイント

- 住基カードは、ご希望の人に対して、お住まいの市区町村から交付されます。和木町にお住まいの人は、役場税務住民課窓口で交付申請してください。
- 交付には、申請から10日間程かかります。
- 写真付きと写真なしの2タイプあり、どちらかを選ぶことができます。写真付きをご希望の人は、写真をお持ちになるか、申請時に役場で撮影することもできます。
- 交付手数料は500円です。
- 運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書など、本人確認のできる書類が必要です。写真付きの証明書をお持ちでない人など、必要に応じて、郵送による本人照会を行う場合があります。

「住基カード」は、便利さが満載です。こんなことにも使えます。

●住基カードに電子証明書を格納することで、インターネットを利用した電子申請(e-Taxなど)が利用できます。

○電子申請には別途ICカードリーダーが必要で
○e-Taxについては、右記サイトをご参照ください。

〈e-Taxホームページ〉 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
〈公的個人認証サービス ポータルサイト〉 <http://www.jpki.go.jp/>

問い合わせ先 本庁 税務住民課 戸籍住民係 (内線 512)